

公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）

（国家戦略特別区域法 第12条の3）

規制改革の内容

特例措置前

公立学校の管理を第三者に行わせることはできない

特例措置後

教育委員会の一定の関与の下、都道府県等が指定する非営利の法人（一般社団法人、NPO法人等）に公立学校の管理を行わせることができる

効果

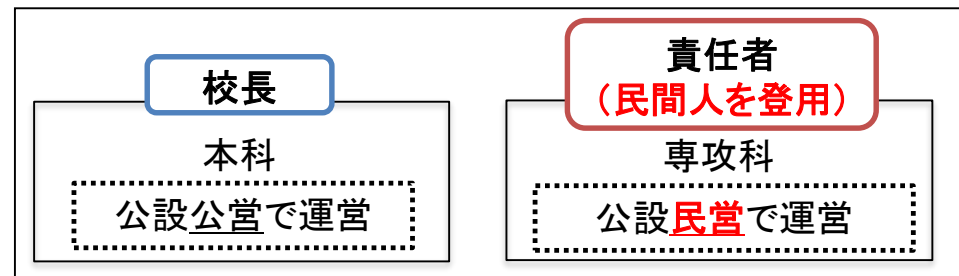
グローバル人材、産業人材の育成等を促進

規制改革の事例

< 「愛知総合工科高等学校専攻科」の民営化 >

- 平成28年4月に開校（名古屋市）
- 平成29年4月から専攻科を民営化（20人×2学級、2年制）
- 専攻科の責任者や教員に、有為な民間人を登用
- 将来のモノづくりのリーダー輩出に取り組む

< 運営組織 >



< 専攻科のカリキュラム >

1 年 生	基礎力（知識、技能、態度）を養成			
	短期実習 (約3週間)	×	講義 (物理学等)	
2 年 生	実践的能力を養成			
	長期実習 (約3か月)	×	講義 (技術英語等)	×